

# 屋外広告物にはルールがあります

看板や広告旗などの屋外広告物は、お店や会社の場所を示したり、身近な情報を提供する手段としての役割を果たし、私たちの日常生活において広く活用されています。しかし、これらが無秩序に氾濫すると自然の美しい景観や良好な街なみが損なわれたり、管理されず放置された広告物の落下による事故などが心配されます。そのため島原市では、長崎県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物が正しく掲出されるよう許可等の事務を行っています。

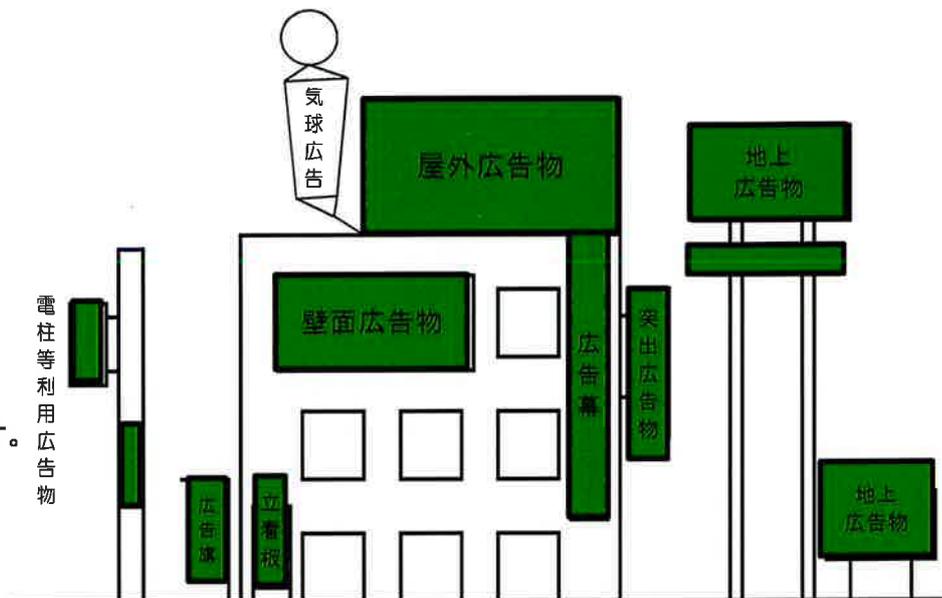
屋外広告物についてお忘れの届け出がないか、ご確認ください。

## 屋外広告物とは

- ・ 常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ・ 屋外で表示されるもの
- ・ 公衆に表示されるもの
- ・ 看板、はり紙、はり札、広告塔及び建物その他のものに表示掲出されたもの等

上記の条件を全て満たすものをいいます。

※営利目的とするものだけでなく、非営利的なものも含まれます。



## 屋外広告物規制の概要

屋外広告物には次のような規制がかかります。

### (1) 禁止広告物…どんな場所にも表示できない広告物

著しく汚損や破損した物、設置が不完全で風や振動により倒壊や落下の危険性がある物、信号機や道路標識が見えにくくなる物など、周囲へ危害を与えるおそれのある広告物や掲出物件は表示又は設置できません。

### (2) 禁止物件…広告物の表示を原則禁止している物件

- ① 橋りょう、街路樹、郵便ポスト、公衆電話ボックス、道路標識、信号機、消火栓、歩道柵、煙突、町名等表示板など
- ② 電柱、街灯柱、架線柱及び支電柱（はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等の表示不可）

### (3) 禁止地域…原則として広告物の表示ができない地域

- ① 風致地区
- ② 都市公園法により指定された都市公園の区域
- ③ 知事が指定する区域（外港ターミナル周辺部分、市役所周辺部分、白土湖周辺部分）
- ④ その他

### (4) 許可地域…原則として広告物の表示には許可が必要な区域

- ① 都市計画法により指定された都市計画地域
- ② 国道251号線の中心線から両側1000メートル以内の区域でこれから展望できる区域
- ③ その他

**適用除外**

次のような広告物は、規制の適用が一部又は全部除外されます。

①禁止物件、禁止地域、許可地域に許可不要で表示できるもの

- 法令の規定による広告物(例:道路標識など)
- 公職選挙法の選挙運動のポスターなど
- 寄贈者名等を表示する広告物(面積制限あり)

②禁止地域、許可地域に許可不要で表示できるもの

- 自家広告物等(禁止地域:5㎡以下 許可地域:10㎡以下)
- 管理用広告物(土地の管理:5㎡以下 物件の管理:0.3㎡以下)
- 工事現場の板塀等に表示される広告物(基準あり)
- 冠婚葬祭用広告物(期間中のみ)
- 車両などに表示される広告物
- 国、公共団体が公共的目的をもって表示する広告物

**自家広告物...**

自己の名称、店名、商標等を表示するため、自己の住所や事業所に表示する広告物

**管理用広告物...**

自己の管理する土地や物件に管理上の必要に基づき表示する広告物

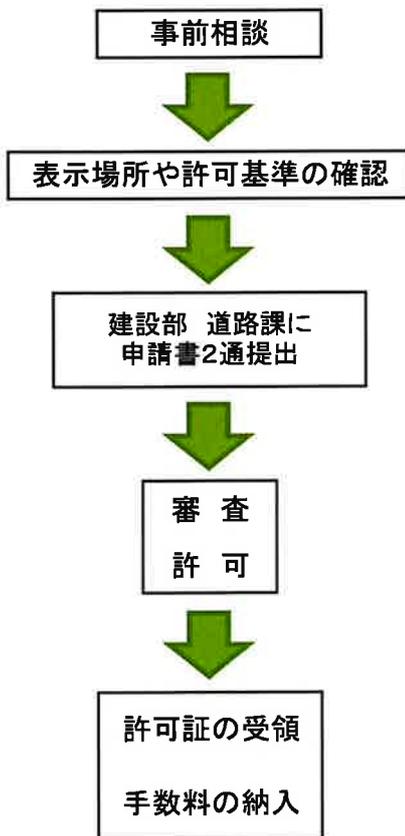
③禁止物件に許可不要で表示できるもの(基準に適合するもの)

- 禁止物件のうち、送電塔、煙突、ガスタンク、石垣、よう壁等の自家広告物(合計5㎡以下)
- 禁止物件の管理用広告物
- 煙突などに表示される宣伝以外で周知の景觀に調和した広告物

④禁止地域に許可を受けて表示できるもの

- 自家広告物等(基準を超えなければ許可不要)
- 道標、案内図板など

**許可申請等の手続き**



**許可申請手数料**

広告物の種類	区分	金額	許可期間	
地上広告物 屋上広告物 壁面広告物 突出広告物 アーチ広告物  (1枚 1基 1個)	0.5㎡未満	120円	3年以内	
	0.5㎡以上 1㎡未満	220円		
	1㎡以上 2㎡未満	460円		
	2㎡以上 5㎡未満	970円		
	5㎡以上 10㎡未満	1,900円		
	10㎡以上 20㎡未満	3,400円		
	20㎡以上 30㎡未満	5,600円		
	30㎡以上 40㎡未満	7,900円		
	40㎡以上 50㎡未満	11,000円		
電柱等利用広告	1個につき	220円	3月以内	
広告幕	1枚につき	460円		
旗・のぼり	1個につき	220円		
簡易広告物	気球広告	1個につき	1,100円	1月以内
	はり紙	1枚につき	5円	
	はり札	1枚につき	120円	
	立看板	1個につき	220円	

※照明を伴う広告物については、それぞれの額に10割を加算します。

※許可期間が1年を超える場合は、それぞれの額に1年毎にそれぞれの額の2分の1に相当する額を加算します。

■詳しくは、島原市 建設部 道路課 建設総務班

TEL 63-1111(内線252)